

令和4年第4回（9月）上越市議会定例会

総務常任委員会資料

案件番号	案件名	提出課	ページ
議案第91号	上越市手数料条例の一部改正について	財政課	1～13
議案第92号	上越市市民プラザ条例の一部改正について	用地管財課	14
議案第84号	令和4年度上越市一般会計補正予算（第3号）	財政課ほか	15～18

所 管 委 員 会	総務常任委員会
関 係 案 件	議案第 9 1 号
提 出 課	財政課

上越市手数料条例の一部改正について

1 改正理由

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正を受け、良質な既存住宅を長期優良住宅として認定する制度に係る手数料を定めるほか、建築基準法の一部改正に伴う引用条項の整備など、所要の改正を行うもの

2 主な改正内容

- (1) 良質な既存住宅を長期優良住宅として認定する制度に係る申請手数料及び変更手数料の額を定める。(第2条関係)
- (2) 建築基準法の引用条項を整備する。(第5条第2項関係)
- (3) その他文言を整備する。

3 施行期日

- (1) 2の(1)及び(3)の改正 令和4年10月1日
- (2) 2の(2)の改正 公布の日

4 上越市手数料条例改正案新旧対照表

(下線部分及び太枠部分が改正箇所)

改 正 案	改 正 前
<p>(手数料の種類及び金額)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)～(94) 略</p> <p>第95号 別掲1のとおり</p> <p>(削除)</p> <p>(96) 長期優良住宅普及促進法第6条第2項の規定による申出を行う場合における同法第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請手数料 1件につき、当該申請に係る建築物の_____前号に規定する額に次に掲げる区分に応じ、次に定める額を加算した額</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>(97) 長期優良住宅普及促進法第8条第1項の規定に基づく認定を受けた<u>長期優良住宅建築等計画等</u>の変更の認定に係る申請手数料(第99号 及び第100号に掲げる手数料を徴収する場合を除く。)</p> <p>1件につき、第95号の表の左欄に掲げ</p>	<p>(手数料の種類及び金額)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)～(94) 略</p> <p>第95号 別掲1のとおり</p> <p>第96号 別掲2のとおり</p> <p>(97) 長期優良住宅普及促進法第6条第2項の規定による申出を行う場合における同法第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請手数料 1件につき、当該申請に係る建築物の<u>第95号又は前号</u>に規定する額に次に掲げる区分に応じ、次に定める額を加算した額</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>(98) 長期優良住宅普及促進法第8条第1項の規定に基づく認定を受けた<u>長期優良住宅建築等計画</u>の変更の認定に係る申請手数料(第100号及び第101号に掲げる手数料を徴収する場合を除く。)</p> <p>1件につき、第95号の表の左欄に掲げ</p>

改 正 案	改 正 前										
<p>る当該申請に係る建築物の区分に応じ、同表に定める額に2分の1を乗じて得た額</p> <hr/> <p>第98号 別掲3のとおり</p> <p>(99) 長期優良住宅普及促進法第8条第2項の規定により準用する同法第6条第2項の規定による申出を行う場合における同法第8条第1項の規定に基づく認定を受けた<u>長期優良住宅建築等計画等</u>の変更の認定に係る申請手数料 1件につき、当該申請に係る建築物の<u>第97号</u>又は前号に規定する額に次に掲げる区分に応じ、次に定める額を加算した額</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>(100)～(104) 略</p> <p>(105) 略</p> <p>ア 略</p> <table border="1" data-bbox="300 1037 794 1765"> <tr> <td>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」といふ。）第44条に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が作成した都市低炭素化促進法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類（以下この号において「適合証」といふ。）の提出がある場合</td> <td>適合証の提出がない場合</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p>イ 略</p> <p>(106) 略</p> <p>(107) 略</p> <p>ア 「申請」を「変更の認定の申請」と読み替えて適用する<u>第105号ア</u>に規定する場合 同号アに規定する額に2分の1を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数があるときは、当</p>	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」といふ。）第44条に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が作成した都市低炭素化促進法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類（以下この号において「適合証」といふ。）の提出がある場合	適合証の提出がない場合	(略)		<p>る当該申請に係る建築物の区分に応じ、同表に定める額に2分の1を乗じて得た額を申請する戸数で除して得た額（当該額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）</p> <hr/> <p>第99号 別掲3のとおり</p> <p>(100) 長期優良住宅普及促進法第8条第2項の規定により準用する同法第6条第2項の規定による申出を行う場合における同法第8条第1項の規定に基づく認定を受けた<u>長期優良住宅建築等計画</u>の変更の認定に係る申請手数料 1件につき、当該申請に係る建築物の<u>第98号</u>又は前号に規定する額に次に掲げる区分に応じ、次に定める額を加算した額</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>(101)～(105) 略</p> <p>(106) 略</p> <p>ア 略</p> <table border="1" data-bbox="900 1037 1394 1765"> <tr> <td>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」といふ。）第44条に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律</td> <td>適合証の提出がない場合</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が作成した都市低炭素化促進法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類（以下この号において「適合証」といふ。）の提出がある場合</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p>イ 略</p> <p>(107) 略</p> <p>(108) 略</p> <p>ア 「申請」を「変更の認定の申請」と読み替えて適用する<u>第106号ア</u>に規定する場合 同号アに規定する額に2分の1を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数があるときは、当</p>	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」といふ。）第44条に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律	適合証の提出がない場合	第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が作成した都市低炭素化促進法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類（以下この号において「適合証」といふ。）の提出がある場合		(略)	
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」といふ。）第44条に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が作成した都市低炭素化促進法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類（以下この号において「適合証」といふ。）の提出がある場合	適合証の提出がない場合										
(略)											
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」といふ。）第44条に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律	適合証の提出がない場合										
第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が作成した都市低炭素化促進法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類（以下この号において「適合証」といふ。）の提出がある場合											
(略)											

改 正 案	改 正 前
<p>該端数を切り上げた額)</p> <p>イ 「申請」を「変更の認定の申請」と読み替えて適用する<u>第105号イ</u>に規定する場合 同号イ(ア)から(ウ)までに規定する額にそれぞれ2分の1を乗じて得た額(当該額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り上げた額)を合算した額</p> <p><u>(108)～(111)</u> 略</p> <p><u>(112)</u> 建築物省エネ法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請手数料(第114号に掲げる手数料を徴収する場合を除く。)</p> <p>1件につき、次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める額(同号において「建築物エネルギー消費性能向上計画認定手数料の額」という。)</p> <p>ア～ウ 略</p> <p><u>(113)</u>及び<u>(114)</u> 略</p> <p><u>(115)</u> 略</p> <p>ア 床面積を増加しようとする場合 増加をしようとする床面積に応じて<u>第112号</u>又は前号と同じ方法で算出した額</p> <p>イ 「申請」を「変更の認定の申請」と読み替えて適用する<u>第112号ア</u>に規定する場合 同号アに規定する額に2分の1を乗じて得た額(当該額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り上げた額)</p> <p>ウ 「申請」を「変更の認定の申請」と読み替えて適用する<u>第112号イ</u>に規定する場合 同号イに規定する額に2分の1を乗じて得た額(当該額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り上げた額)</p> <p>エ 「申請」を「変更の認定の申請」と読み替えて適用する<u>第112号ウ</u>に規定する場合 同号ウに規定する額に2分の1を乗じて得た額(当該額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り上げた額)</p> <p><u>(116)～(139)</u> 略</p> <p>(手数料の減免)</p>	<p>該端数を切り上げた額)</p> <p>イ 「申請」を「変更の認定の申請」と読み替えて適用する<u>第106号イ</u>に規定する場合 同号イ(ア)から(ウ)までに規定する額にそれぞれ2分の1を乗じて得た額(当該額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り上げた額)を合算した額</p> <p><u>(109)～(112)</u> 略</p> <p><u>(113)</u> 建築物省エネ法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請手数料(第115号に掲げる手数料を徴収する場合を除く。)</p> <p>1件につき、次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める額(同号において「建築物エネルギー消費性能向上計画認定手数料の額」という。)</p> <p>ア～ウ 略</p> <p><u>(114)</u>及び<u>(115)</u> 略</p> <p><u>(116)</u> 略</p> <p>ア 床面積を増加しようとする場合 増加をしようとする床面積に応じて<u>第113号</u>又は前号と同じ方法で算出した額</p> <p>イ 「申請」を「変更の認定の申請」と読み替えて適用する<u>第113号ア</u>に規定する場合 同号アに規定する額に2分の1を乗じて得た額(当該額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り上げた額)</p> <p>ウ 「申請」を「変更の認定の申請」と読み替えて適用する<u>第113号イ</u>に規定する場合 同号イに規定する額に2分の1を乗じて得た額(当該額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り上げた額)</p> <p>エ 「申請」を「変更の認定の申請」と読み替えて適用する<u>第113号ウ</u>に規定する場合 同号ウに規定する額に2分の1を乗じて得た額(当該額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り上げた額)</p> <p><u>(117)～(140)</u> 略</p> <p>(手数料の減免)</p>

改正案	改正前
<p>第5条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>ア 第2条第<u>109号</u>に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料</p> <p>イ 第2条第<u>110号</u>に規定する計画変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料</p> <p>ウ 第2条第<u>111号</u>に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定軽微変更該当証明書交付手数料</p> <p>エ 第2条第<u>133号</u>に規定する定期検査手数料</p> <p>オ 第2条第<u>134号</u>に規定する適正計量管理事業所計量管理検査手数料</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 建築基準法第85条第<u>6項</u>及び第<u>7項</u>に規定する建築物を建築するとき。 10分の5</p> <p>オ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>3 略</p>	<p>第5条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>ア 第2条第<u>110号</u>に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料</p> <p>イ 第2条第<u>111号</u>に規定する計画変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料</p> <p>ウ 第2条第<u>112号</u>に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定軽微変更該当証明書交付手数料</p> <p>エ 第2条第<u>134号</u>に規定する定期検査手数料</p> <p>オ 第2条第<u>135号</u>に規定する適正計量管理事業所計量管理検査手数料</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 建築基準法第85条第<u>5項</u>及び第<u>6項</u>に規定する建築物を建築するとき。 10分の5</p> <p>オ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>3 略</p>

(別掲1)

改 正 案

(95) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅普及促進法」という。）第5条第1項から第7項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画等の認定の申請手数料（次号に掲げる手数料を徴収する場合を除く。）1件につき、次の表の左欄に掲げる当該申請に係る建築物の区分に応じ、同表に定める額

建築物の区分	手数料の額
一戸建て（新築をしようとするものに限る。）のもの	13,100円
共同住宅等（新築をしようとするものに限る。）で戸数が5戸以内のもの	24,800円
共同住宅等（新築をしようとするものに限る。）で戸数が5戸を超え10戸以内のもの	37,500円
共同住宅等（新築をしようとするものに限る。）で戸数が10戸を超え25戸以内のもの	59,100円
共同住宅等（新築をしようとするものに限る。）で戸数が25戸を超え50戸以内のもの	91,700円
共同住宅等（新築をしようとするものに限る。）で戸数が50戸を超え100戸以内のもの	137,200円
共同住宅等（新築をしようとするものに限る。）で戸数が100戸を超え200戸以内のもの	229,500円
共同住宅等（新築をしようとするものに限る。）で戸数が200戸を超え300戸以内のもの	289,300円
共同住宅等（新築をしようとするものに限る。）で戸数が300戸を超えるもの	327,800円
一戸建て（新築をしようとするものを除き、新築時に、長期優良住宅建築等計画等の認定（以下この表及び第98号の表において「認定」という。）を受けていないものに限る。）のもの	18,400円
共同住宅等（新築をしようとするものを除き、新築時に、認定を受けていないものに限る。）で戸数が5戸以内のもの	34,600円
共同住宅等（新築をしようとするものを除き、新築時に、認定を受けていないものに限る。）で戸数が5戸を超え10戸以内のもの	53,700円
共同住宅等（新築をしようとするものを除き、新築時に、認定を受けていないものに限る。）で戸数が10戸を超え25戸以内のもの	86,100円
共同住宅等（新築をしようとするものを除き、新築時に、認定を受けていないものに限る。）で戸数が25戸を超え50戸以内のもの	134,900円
共同住宅等（新築をしようとするものを除き、新築時に、認定を受けていないものに限る。）で戸数が50戸を超え100戸以内のもの	203,200円
共同住宅等（新築をしようとするものを除き、新築時に、認定を受けていないものに限る。）で戸数が100戸を超え200戸以内のもの	341,700円

改 正 案

共同住宅等（新築をしようとするものを除き、新築時に、認定を受けていないものに限る。）で戸数が200戸を超え300戸以内のもの	431,300円
共同住宅等（新築をしようとするものを除き、新築時に、認定を受けていないものに限る。）で戸数が300戸を超えるもの	489,000円

(別掲1)

改正前

(95) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅普及促進法」という。）第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請手数料（第97号に掲げる手数料を徴収する場合を除く。）1件につき、次の表の左欄に掲げる当該申請に係る建築物の区分に応じ、同表に定める額を申請する戸数で除して得た額（当該額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）

建築物の区分	住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関による長期優良住宅普及促進法第2条第4項に規定する長期使用構造等（以下「長期使用構造等」という。）であることの確認を行った結果を記載した書面がある場合	その他の場合
新築をしようとする住宅で一戸建てのもの（人の居住の用以外の用途に供する部分を有するものを含む。以下同じ。）	13,100円	42,400円
新築をしようとする住宅で戸数が5戸以内の共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）	24,800円	99,400円
新築をしようとする住宅で戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等	37,500円	155,900円
新築をしようとする住宅で戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等	59,100円	302,900円
新築をしようとする住宅で戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等	91,700円	538,400円
新築をしようとする住宅で戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等	137,200円	921,800円
新築をしようとする住宅で戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等	229,500円	1,701,000円
新築をしようとする住宅で戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等	289,300円	2,428,200円
新築をしようとする住宅で戸数が300戸を超える共同住宅等	327,800円	2,973,400円

改正前

増築又は改築をしようとする住宅（新築の時に長期優良住宅建築等計画の認定を受けていない住宅に限る。以下同じ。）で一戸建てのもの	18,400円	62,400円
増築又は改築をしようとする住宅で戸数が5戸以内の共同住宅等	34,600円	146,400円
増築又は改築をしようとする住宅で戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等	53,700円	231,200円
増築又は改築をしようとする住宅で戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等	86,100円	451,700円
増築又は改築をしようとする住宅で戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等	134,900円	804,900円
増築又は改築をしようとする住宅で戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等	203,200円	1,380,000円
増築又は改築をしようとする住宅で戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等	341,700円	2,548,900円
増築又は改築をしようとする住宅で戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等	431,300円	3,639,600円
増築又は改築をしようとする住宅で戸数が300戸を超える共同住宅等	489,000円	4,457,400円

(別掲2)

改正前

(96) 長期優良住宅普及促進法第5条第4項又は第5項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請手数料（次号に掲げる手数料を徴収する場合を除く。） 1件につき、次の表の左欄に掲げる当該申請に係る建築物の区分に応じ、同表に定める額

建築物の区分	長期使用構造等であることの確認を行った結果を記載した書面がある場合	その他の場合
新築をしようとする住宅で戸数が5戸以内の共同住宅等	24,800円	99,400円
新築をしようとする住宅で戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等	37,500円	155,900円
新築をしようとする住宅で戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等	59,100円	302,900円
新築をしようとする住宅で戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等	91,700円	538,400円
新築をしようとする住宅で戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等	137,200円	921,800円
新築をしようとする住宅で戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等	229,500円	1,701,000円
新築をしようとする住宅で戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等	289,300円	2,428,200円
新築をしようとする住宅で戸数が300戸を超える共同住宅等	327,800円	2,973,400円
増築又は改築をしようとする住宅で戸数が5戸以内の共同住宅等	34,600円	146,400円
増築又は改築をしようとする住宅で戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等	53,700円	231,200円
増築又は改築をしようとする住宅で戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等	86,100円	451,700円
増築又は改築をしようとする住宅で戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等	134,900円	804,900円
増築又は改築をしようとする住宅で戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等	203,200円	1,380,000円
増築又は改築をしようとする住宅で戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等	341,700円	2,548,900円
増築又は改築をしようとする住宅で戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等	431,300円	3,639,600円
増築又は改築をしようとする住宅で戸数が300戸を超える共同住宅等	489,000円	4,457,400円

(別掲3)

改 正 案

(98) 住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号）附則第2条第2項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請手数料（次号及び第102号に掲げる手数料を徴収する場合を除く。） 1件につき、次の表の左欄に掲げる当該申請に係る建築物の区分に応じ、同表に定める額

建築物の区分	手数料の額
新築時に認定を受けた住宅で一戸建てのもの	6,100円
新築時に認定を受けた住宅で戸数が5戸以内の共同住宅等	11,900円
新築時に認定を受けた住宅で戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等	18,300円
新築時に認定を受けた住宅で戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等	29,100円
新築時に認定を受けた住宅で戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等	45,400円
新築時に認定を受けた住宅で戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等	68,200円
新築時に認定を受けた住宅で戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等	114,300円
新築時に認定を受けた住宅で戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等	144,200円
新築時に認定を受けた住宅で戸数が300戸を超える共同住宅等	163,400円
増築又は改築時に認定を受けた住宅で一戸建てのもの	8,700円
増築又は改築時に認定を受けた住宅で戸数が5戸以内の共同住宅等	16,800円
増築又は改築時に認定を受けた住宅で戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等	26,400円
増築又は改築時に認定を受けた住宅で戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等	42,600円
増築又は改築時に認定を受けた住宅で戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等	67,000円
増築又は改築時に認定を受けた住宅で戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等	101,100円
増築又は改築時に認定を受けた住宅で戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等	170,400円
増築又は改築時に認定を受けた住宅で戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等	215,200円
増築又は改築時に認定を受けた住宅で戸数が300戸を超える共同住宅等	244,000円

(別掲3)

改正前

(99) 住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号）附則第2条第2項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請手数料（次号及び第103号に掲げる手数料を徴収する場合を除く。）1件につき、次の表の左欄に掲げる当該申請に係る建築物の区分に応じ、同表に定める額を申請する戸数で除して得た額（当該額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）

建築物の区分	長期使用構造等であることの確認を行った結果を記載した書面がある場合	その他の場合
新築をしようとする住宅で一戸建てのもの	6,100円	20,700円
新築をしようとする住宅で戸数が5戸以内の共同住宅等	11,900円	49,200円
新築をしようとする住宅で戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等	18,300円	77,500円
新築をしようとする住宅で戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等	29,100円	151,000円
新築をしようとする住宅で戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等	45,400円	268,700円
新築をしようとする住宅で戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等	68,200円	460,400円
新築をしようとする住宅で戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等	114,300円	850,000円
新築をしようとする住宅で戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等	144,200円	1,213,600円
新築をしようとする住宅で戸数が300戸を超える共同住宅等	163,400円	1,486,200円
増築又は改築をしようとする住宅で一戸建てのもの	8,700円	30,700円
増築又は改築をしようとする住宅で戸数が5戸以内の共同住宅等	16,800円	72,700円
増築又は改築をしようとする住宅で戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等	26,400円	115,100円
増築又は改築をしようとする住宅で戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等	42,600円	225,400円
増築又は改築をしようとする住宅で戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等	67,000円	402,000円
増築又は改築をしようとする住宅で戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等	101,100円	689,500円

改 正 前

増築又は改築をしようとする住宅で戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等	170,400円	1,274,000円
増築又は改築をしようとする住宅で戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等	215,200円	1,819,300円
増築又は改築をしようとする住宅で戸数が300戸を超える共同住宅等	244,000円	2,228,300円

上越市手数料条例の一部改正に係る
「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」等の改正概要

1 上越市手数料条例の一部改正の概要

(1) 建築行為を伴わない既存住宅の認定制度の創設に伴う改正

これまで新築、増築及び改築する住宅を長期優良住宅の認定の対象としていたが、建築行為を伴わない既存住宅が認定の対象とされることを受け、認定申請手数料及び変更認定の申請手数料を定めるもの

(2) 建築基準法の一部改正に伴う引用条項の追加に伴う改正

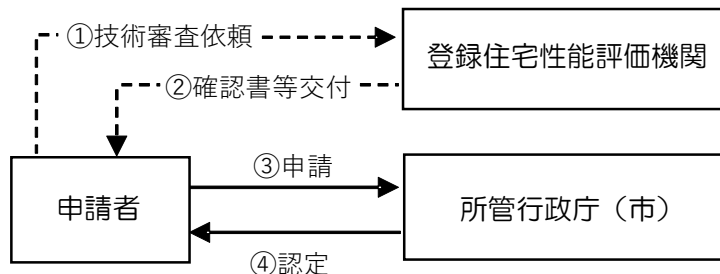
建築基準法の一部改正における条項追加により、仮設建築物の建築確認申請等手数料の減免において引用している条項の改正を行うもの

2 長期優良住宅の制度概要

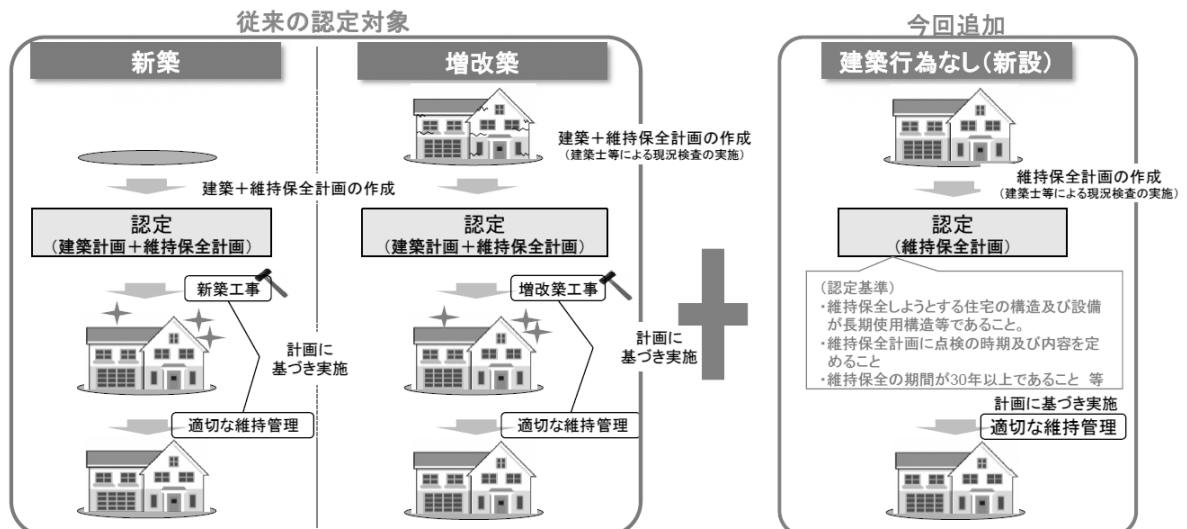
- ・長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた優良な住宅について、その建築及び維持保全に関する計画を所管行政庁(市)が認定する制度 (H21.6 施行)
- ・認定を受けた住宅は、住宅ローン減税の拡充、登録免許税の税率引き下げ、不動産取得税の控除額拡充、固定資産税減額期間の延長などの措置を受けることができる。

《イメージ図》

- ・手続きの流れ



- ・認定対象



※ 増改築とは、既存住宅を長期使用構造等の基準に適合させる工事(断熱改修等)をいう。

所 管 委 員 会	総務常任委員会
関 係 案 件	議案第92号
提 出 課	用地管財課

上越市市民プラザ条例の一部改正について

1 改正理由

土橋第二地区土地区画整理事業の換地処分による字及び地番の変更に伴い、施設の位置を改めるもの

2 改正内容

施設の位置を「上越市大字土橋字大坪1914番地3」から「上越市土橋2554番地」に改める。（第2条関係）

3 施行期日

土橋第二地区土地区画整理事業の施行に伴う字の変更の効力を生ずる日

4 上越市市民プラザ条例改正案新旧対照表

(下線部分が改正箇所)

改 正 案		改 正 前	
(名称及び位置) 第2条 略		(名称及び位置) 第2条 略	
名称	位置	名称	位置
上越市市民プラザ	<u>上越市土橋2554番地</u>	上越市市民プラザ	<u>上越市大字土橋字大坪1914番地3</u>

所管委員会	総務常任委員会
関係案件	議案第84号
提出課	財政課

歳入科目 (P16～P17)	12款1項1目	地方交付税
歳入科目 (P20～P21)	23款1項1目	総務債

単位：千円

	補正前	補正額	補正後
普通交付税	19,734,000	600,084	20,334,084
臨時財政対策債 (※)	1,697,900	395,100	2,093,000
合計 (実質的な普通交付税)	21,431,900	995,184	22,427,084

【補正内容】

基準財政需要額が寒冷補正（積雪度）の級地の変更などにより、当初見込みと比べて増加したことに伴い、普通交付税額が増加した。また、臨時財政対策債発行可能額を算出する際に乗じる財政力に応じた補正係数が、当初の見込みに対し上昇したことに伴い、臨時財政対策債への振替額が増加したため、補正するもの

○増減内容

項目	当初予算時の見積り	交付決定額	増減額	主な増減要因
基準財政需要額 ①	49,377,875	50,405,742	1,027,867	・寒冷補正（積雪度）の級地の変更による増（+1,083,263）
個別算定経費等	38,326,755	39,374,925	1,048,170	
公債費	7,279,044	7,298,091	19,047	
包括算定経費	3,772,808	3,772,719	△89	
調整額等	△732	△39,993	△39,261	
基準財政収入額 ②	27,945,975	27,978,612	32,637	・固定資産税の増（+169,396） ・地方消費税交付金の減（△87,638）
市税	21,991,377	22,137,870	146,493	
地方譲与税・交付金	5,926,352	5,773,117	△153,235	
その他（地方特例交付金等）	28,246	67,625	39,379	
臨時財政対策債発行可能額 ③	1,697,900	2,093,046	395,146	・財政力に応じた補正係数の上昇に伴う現金交付の減
普通交付税 (①-②-③) ④	19,734,000	20,334,084	600,084	
実質的な普通交付税 (③+④)	21,431,900	22,427,130	995,230	

※臨時財政対策債の補正額は、同発行可能額の10万円未満を切り捨てた額

※臨時財政対策債は、地方交付税の財源不足額の一部を国と地方で折半し、地方負担分について地方債を発行して補填するもの。元利償還金の全額が後年度普通交付税の基準財政需要額に算入されることから、普通交付税と臨時財政対策債を合算した額を「実質的な普通交付税」としている。

歳入科目（P18～P21）	21款1項1目	繰越金
歳入科目（P20～P21）	23款1項9目	借換債
歳出科目（P22～P23）	2款1項6目	財産管理費

単位：千円

歳入科目・事業名	補正前	補正額	補正後
純繰越金	1,600,000	3,184,600	4,784,600
借換債	5,602,834	△1,592,300	4,010,534
財政調整基金積立金	800,211	1,592,300	2,392,511

【補正理由】

純繰越金（前年度決算剰余金）が当初見込みを上回ったため補正するもの
あわせて、この増額分について地方財政法の規定に基づき、その二分の一相当額を財政調整基金に積み立てるもの
さらに、残りについては、借換債の執行を償還に変更するための財源組替を行うことにより、第三セクター等改革推進債の残高減少を図るもの

【補正内容】

○純繰越金

項目	補正前	補正額	補正後
純繰越金	1,600,000	3,184,600	4,784,600

○純繰越金補正額の整理内容

（歳入）

項目	補正前	補正額	補正後
借換債	5,602,834	△1,592,300	4,010,534
一般財源	0	1,592,300	1,592,300
合計	5,602,834	0	5,602,834

※借換から償還へ財源を組み替えるもの

（歳出）

項目	補正前	補正額	補正後
財政調整基金積立金	800,211	1,592,300	2,392,511

※補正額の二分の一相当額を積み立てるもの

歳出科目（P22～P23）	2款1項1目	一般管理費
---------------	--------	-------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
国県支出金等還付金	151,919	441,630	593,549

主な補正財源		主な経費	
一般財源	441,630	償還金利子及び割引料	441,630

【補正理由】

国県支出金等の還付額が当初の見込みを上回ることから、不足分を増額するもの

【補正内容】

○国県支出金等還付金

項目	当初予算額(※) ①	還付見込額 ②	補正額 (②-①)
償還金利子及び割引料	151,919	593,549	441,630

※当初予算額は、過去5か年のうち、3年以上還付金の支払実績のある課等の平均値から各年度における特異値を除いて算出

○還付見込額の内訳

還付先	還付見込額	主な還付金（10,000千円以上）
		新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金（165,861） 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金（120,783） 子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金（111,314） 新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金（65,225） 生活保護費負担金（24,972） 地域の元気臨時交付金（23,419） 障害者自立支援給付費負担金（16,167）
国	564,337	
県	27,489	
その他	1,723	
合計	593,549	

提出課	用地管財課
-----	-------

歳出科目 (P22～P23)	2款1項26目	市民プラザ費
----------------	---------	--------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
市民プラザ管理運営費	126,001	2,480	128,481

主な補正財源		主な経費	
一般財源	2,480	委託料	2,480

【補正理由】

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う令和3年度分の指定管理料の見直しを行った公の施設において、更なる収支不足が生じたことから、不足額を精算するため、令和4年度の指定管理料の増額を行うもの

【補正内容】

○指定管理運営業務委託料

項目	補正前	補正額	補正後
委託料	61,522	2,480	64,002
施設管理運営業務委託料	61,522	2,480	64,002

○対象施設

施設名 (指定管理者)	令和3年度指定管理料の見直し実績		
	3月補正後の 現計予算額 ①	指定管理料 支払必要額 ②	差引 (①-②)
上越市市民プラザ (株式会社上越シビックサービス)	67,129	69,609	△2,480